

## 公益財団法人大阪府国際交流財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府国際交流財団(以下「この法人」という。)定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に基づきおかれる者をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された役員の内、定款第27条において定める代表理事である理事長をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分するものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対して、職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の内、常勤理事の報酬等の額については、年額1,500万円の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。ただし、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成13年大阪府条例第71号)第2条第1項の規定により大阪府から派遣された常勤理事に対する報酬年額は、大阪府との「派遣職員の取扱いに関する取決め」に基づき取り扱うものとし、また、大阪府を退職し就任した常勤理事に対する報酬年額は、「大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領」(平成4年4月1日制定)に定める報酬年額の範囲内とする。
- 3 第1項の規定に基づく報酬等の内、監事については、年間総額20万円の範囲内とし、各監事の報酬等の額については、監事の協議により決定するものとする。
- 4 監事、非常勤役員並びに評議員に対して支給する額は、理事会及び評議員会等会議出席1日につき9,800円とし、会議の出席の都度、支給する。ただし、大阪府の経済に属する者には支給しない。
- 5 役員及び評議員には賞与及び退職手当を支給しない。ただし、常勤理事には、第2項により決定される報酬等の年額の範囲内で、6月及び12月に賞与を支給することができる。

(報酬等の支給方法等)

第4条 常勤理事及び監事に対する報酬等の支給の日、方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細は、この規程に定めるものの他、この法人の職員給与規程に準じる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担し又は、負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

(通勤費)

第6条 役員若しくは評議員が、通勤に要する交通費を、その通勤の実態に応じて、職員の例に準じて支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、その実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、この法人の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「財団法人大阪府国際交流財団役員の報酬等に関する規程」は、その効力を失う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。